

九州北部豪雨災害に関する Q&A（その他）

《 目次 》

Q1 水害のために株券をなくしてしまいました。どうしたらよいでしょうか。	P.2
Q2 水害の瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの話を聞きました。国はどのような対策をとっているのですか。	P.2
Q3 毎日、電車通勤をしていましたが、6か月定期券を買ったばかりなのに水害で線路が壊滅的打撃を受け、いつ復旧されるのか見通しがたたない状態になりました。定期券の払戻しをしてもらえないでしょうか。	P.2
Q4 被災した他人の家屋の中から生活用品を持ち去った場合には、罪に問われるでしょうか。	P.3
Q5 水害で家を流されました。水害後、避難先に住民票を移しましたが、事情があり、元の家のところ住民票を戻すことを考えています。家を再築するつもりはなく、そこに住むつもりもありません。なにか問題があるでしょうか。	P.3

九州北部豪雨災害に関するQ&A（その他）

《 Q&A 》

Q1 水害のために株券をなくしてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A1 株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行い、喪失した株券を無効にしたうえで、株券の再発行を請求することになります。この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。

- 株券を喪失した場合は、株券失効制度による手続を行います。この制度は、株券喪失登録制度ともいいます。具体的な手続は、
 1. 会社に対して、喪失した株券の喪失登録請求を行い、当該株券について、株券喪失登録簿への記載をしてもらう
 2. 株券喪失登録がされた株券は、当該株券を所持する者から株券喪失登録の抹消申請がされるなどして当該登録が抹消されない限り、株券喪失登録日の翌日から1年を経過した日に無効となる
 3. その後、株券の再発行を請求する

という流れになります。

- 平成18年5月1日施行の新会社法では、株式会社では株券は不発行が原則となり、会社の定款で定めた場合のみ株券の発行が可能となりました。
- また、上場会社の株券は、株券の電子化により、平成21年に廃止されていますので、喪失した株券が自宅で保管していた上場会社の株券であり、また、株券を喪失した人が特別口座の名義人であれば権利は保全されています。

Q2 水害の瓦礫にアスベストが含まれ、健康被害がでるおそれがあるとの話を聞きました。国はどのような対策をとっているのですか。

A2 国では環境省と厚生労働省を中心に、被災地におけるアスベスト大気濃度の調査を行うとともに

- (1) 労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則に定められたアスベスト対策の遵守の徹底
- (2) 瓦礫撤去の際に粉じんを吸い込むことを防ぐために防じんマスク着用の徹底を、被災地の自治体や建設業及び廃棄物処理業の団体等に指導しています。

また、対策徹底のために、労働局の職員によるがれき処理作業現場に対するパトロールなども実施しています。

詳細は、各省のホームページをご覧ください

Q3 毎日、電車通勤をしていましたが、6か月定期券を買ったばかりなのに水害で線路が壊滅的打撃を受け、いつ復旧されるのか見通しがたたない状態になりました。定期券の払戻しをしてもらえないでしょうか。

九州北部豪雨災害に関するQ&A（その他）

A3 鉄道各社の運送約款に払戻しの方法等は規定されていますが、仮にその規定がなくとも、払戻してもらえます。

- 鉄道各社の運送約款では、列車等が一定期間運行不能になった場合の定期乗車券は日割り計算で払い戻すと定めています。
- また、仮に、この規定がなくとも、鉄道会社の債務が履行不能になっているので、他方債務者である旅客の債務（運賃）も消滅します。したがって、定期券を購入したものの、利用できなくなった部分については、払い戻しを受けられることとなります。

Q4 被災した他人の家屋の中から生活用品を持ち去った場合には、罪に問われるでしょうか。

A4 法律上は窃盗罪などに問われる可能性があります。

- 誰が管理しているか判明している場合には、勝手に持ち出すと窃盗罪に問われる可能性があります。
- 被災状況がひどく、誰が管理しているか判明しない場合でも、勝手に持ち出すと遺失物横領罪に問われる可能性があります。

Q5 水害で家を流されました。水害後、避難先に住民票を移しましたが、事情があり、元の家のあるところに住民票を戻すことを考えています。家を再築するつもりはなく、そこに住むつもりもありません。なにか問題があるでしょうか。

A5 おやめになったほうが良いでしょう。

- 虚偽の届出をしたことになり、過料の制裁があり得ます。
- 場合によっては、公正証書原本不実記載罪（刑法157条）にあたり得ます。